

市町村の 消防の広域化

強くなる地域の消防力

消防は火災・地震などの災害から住民の生命・財産を守り、私たちの暮らす地域の安心安全のために大切な役割を果たしています。しかし近年、大きな地震・事故やテロリズムへの不安が高まり、消防がより大きく強力な体制のもとで活躍するニーズが高まっています。平成18年6月に消防組織法が改正され、消防を広域化する枠組みが新たに作られました。広域化によって日本の消防はどのように変わるのでしょうか？



総務省消防庁



いま、なぜ消防

消防を取り巻く環境の変化と小規模消防本部の課題

災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。消防はこの変化に的確に対応し、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。

しかしながら小規模な消防本部においては、課題として次のようなことが想定されます。

- 1 出動要員に十分な余裕がなく、初動対応も必要最小限となる。
- 2 火災原因調査や立入検査等の予防分野における専門要員の養成、確保が困難となる。
- 3 財政規模が一般的に小さく、高度な車両、資器材の導入が困難である。
- 4 人事ローテーションが設定しにくいことにより、職務経験不足や年齢構成に不均衡が生じやすい。



消防本部の現状

それぞれの消防本部が管轄する人口を見てみましょう。管轄人口が10万人に達しない小規模な消防本部は全体の60%に及びます。



の広域化なの？



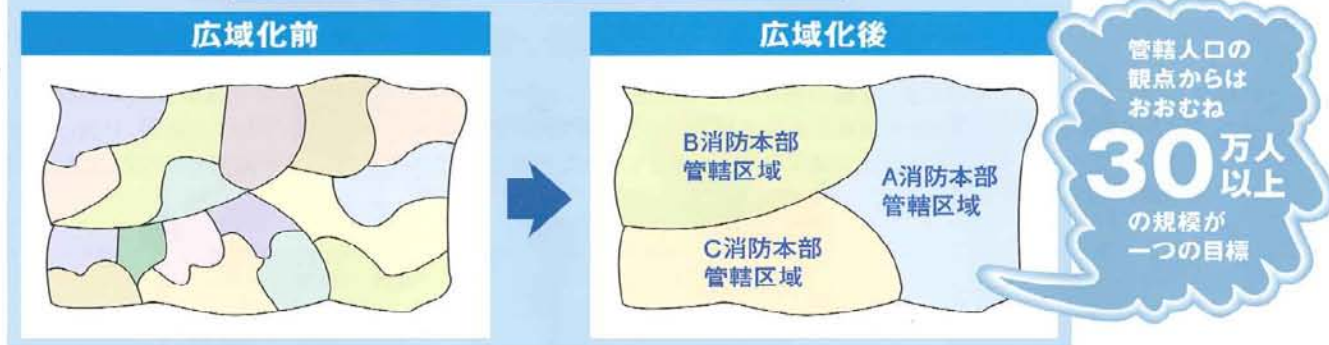
広域化の趣旨

消防の広域化は、常備消防の規模を拡大することで、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図るものです。

目標となる規模

消防本部の規模は、一般的には大きいほど火災などの災害へ対応する能力が強化され、また組織の管理や財政上の観点からも望ましいものです。これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などから考えると、管轄する人口については、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当です。ただし、面積や地理的条件などの地域事情を考慮する必要があります。

広域化のイメージ



広域化のスケジュール

消防庁長官が定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、広域化を推進する期間について、平成24年度までを目途に広域化を実現することとされています。今後は都道府県が策定した推進計画に基づき、広域化対象市町村は、広域化の実現を図るための具体的な検討を行いながら、広域消防運営計画の策定を進めていくことになります。

平成20年度～

広域化対象市町村による
「広域消防運営計画」の作成

- 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 消防本部の位置及び名称の決定
- 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末

(都道府県の推進計画策定後5年度以内)

消防の
広域化の実現

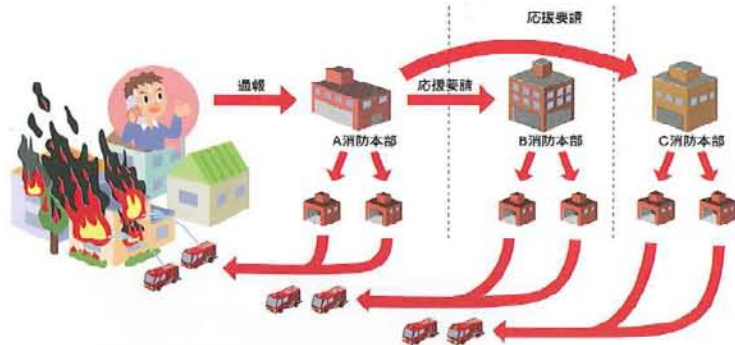
消防の広域化によって

① 住民サービスの向上

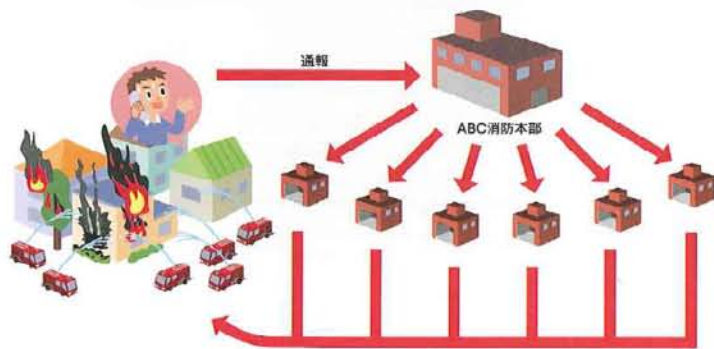
■ 消防活動にとりかかる体制を強化できます

ある地域で火災が発生した場合、119番通報を受けた消防本部がまず消火活動を行います。火災の規模が大きければ周辺地域の消防本部に応援を要請しますが、出動には遅れが生じてしまいます。しかし、消防本部が統合され、広い地域をカバーしていれば、最初の通報の段階から、必要な規模の出動を早く行うことができます。

統合前



統合後



■ 消防署の配置や管轄区域の適正化で到着時間を短縮できます

どこに消防署を設置するかは、それぞれの地域の消防本部が決めます。ですから、隣接する地域の消防本部が境界線をはさんで近い距離に消防署を設置してしまうケースがあります。またその一方で、消防署までの距離がとてもしも遠い場所も生じてしまいます。消防本部を統合すれば、広い地域にバランスよく消防署を配置できます。

統合前



統合後



期待できるメリットは？

② 人員配備の効率化と充実

■現場で活動する消防隊員を増強できます

消防本部には、災害現場で消防活動を実際に行う仕事の他に、事務的な仕事や119番通報を受けて指令をする仕事などがあります。広域化により複数の消防本部を統合すれば、これらの仕事が効率化されるため、事務職員や指令員であった職員を、消防隊員として現場で活動させることができます。



新たに分署を設置した例

■救急や予防のレベルを上げ、専門性を高められます

小規模な消防本部では、職員の数が少ないために、救急救命や火災原因の調査、立入検査といった専門的な人材を育成したり、確保したりすることがとても難しいのが現状です。広域化により消防本部が大きくなって、職員の数が増えれば、こういった救急や火災の予防のための専門スタッフを置くことが可能になります。



③ 消防体制の基盤の強化

■より高いレベルの設備を計画的に整備できます

小規模な消防本部は、予算も大きくありません。単独では、はしご車や救助工作車などの高度な車両、そして119番通報に素早く対応するための高機能の指令システムを導入することは困難です。消防本部を統合すれば、本部全体としての予算規模は大きくなり、こういったより高いレベルの設備を整備できるようになります。

■組織の活性化や職員の能力の向上ができます

広域化により、消防本部全体の職員数が増加するため、人事ローテーションの設定が容易となる他、高度な研修への派遣などが可能となり、組織の活性化や職員の能力の向上が図られます。



最新の指令システムを配備した例

消防広域化に関するよくある質問



Q



A



Q1 消防が広域化されると、職員が減らされ、消防署が統廃合されてしまうのでは？

A1

消防署及び出張所については、消防庁長官が定める消防力の整備指針に基づき市街地の人口規模に応じて設置されているため、消防の広域化を行ったとしても、市街地が変化しない限り、署所数は基本的には減少しません。

今回の消防の広域化の推進の目的は、今ある人的、物的資源をより有効に活用し、市町村の消防防災体制の一層の強化を目指すものであり、各市町村においては、引き続き消防体制の充実強化が必要です。

Q2 管轄人口30万人以上の消防本部を置く市町村は、広域化を検討しなくても良いのでしょうか？

A2

消防庁長官が定める基本指針では、消防本部の規模は大きいほど望ましいとした上で、管轄人口の観点からいえばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしており、30万を超えているから十分であるわけではありません。

また、管轄人口は30万を超えているものの管轄面積は小さいという消防本部も都市部などにはあり、このような市町村は、管轄人口以外の点からの検討が必要です。さらに、広域化でスケールメリットを生み出すことが可能な場合や、小規模消防本部の置かれている市町村が周辺にある場合も、検討が必要です。

Q3 管轄面積の広い消防本部同士では広域化のメリットはないのでは？

A3

管轄区域の見直しなどによる到着時間の短縮や、広域化による組織体制の効率化・財政基盤の強化などの様々なスケールメリットなどが期待できることから、管轄面積の広い消防本部についても広域化の検討を進めていく必要があります。

Q4 規模の異なる消防本部が広域化した場合、 消防力を同一水準にする必要があるのでしょうか？

A4 大規模消防本部と小規模消防本部とで広域化を行う場合、広域化によって消防力をすべて同一水準にしなければならないと考える必要はありません。例えば、市街地以外の地域では少人数の駐在所や出張所を置くなど、地域の実情に応じた消防力の整備を行うことも可能です。

Q5 消防の広域化には、どんな方法があるのですか？

A5 消防の広域化は、主に一部事務組合若しくは広域連合による方式（以下「組合方式」という。）又は事務委託による方式（以下「委託方式」という。）のいずれかの方式を用いて行われることとなります。

組合方式又は委託方式については、それぞれ特徴があることから、これらを十分に考慮した上で、各地域において地域の実情に応じた最適な方式を選択することが必要です。

※一部事務組合・広域連合・・・複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する団体。
事務委託・・・地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託して、その地方公共団体の長等にこれを管理執行させること。

Q6 消防団も広域化するのですか？

A6 消防団については、各地域においてきめ細やかな消防防災活動を実施するという特性上、広域化は行いません。なお、消防本部を広域化した場合は、消防本部と消防団の一層の連携確保が求められます。

Q7 消防の広域化をした場合、 何らかの財政的な支援はあるのですか？

A7 市町村の消防の広域化への取組を支援するため、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、市町村の消防の広域化に支障の生じることのないよう、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を講じることとしています。

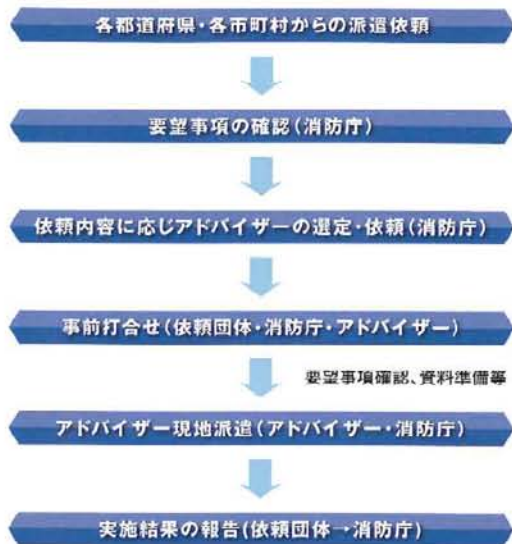
消防組織法第35条第2項では、推進計画に定める組合せに基づき消防の広域化を実施した市町村が、広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について、消防本部の財政運営に支障が生じないよう、当該経費に充てるために起こす地方債については、国が特別の配慮をすることを規定しています。

広域化に関する国の支援策

消防庁では消防庁長官を本部長とする「消防広域化推進本部」を設置し、個別具体の相談等に応じるほか、これまでの情報提供、普及啓発、職員の派遣等の必要となる援助措置についても引き続き実施し、地域における消防の広域化を推進しています。

ご存じですか「消防広域化推進アドバイザー制度」

消防庁では各都道府県及び各市町村からの依頼に応じて、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うこととしています。消防広域化推進アドバイザーは、消防の広域化を実施した消防本部関係職員等に委嘱し、消防広域化の推進に関する検討会への参加や個別具体的な課題等への助言、消防の広域化の推進に伴う具体的な効果事例の情報提供等を行います。



「消防広域化セミナー」を各地で開催します

全国各地域において、広域化を行った先進事例紹介や、広域化に関する協議を進めるにあたっての留意事項等の情報提供を行い、諸課題への対処方策について助言を行っていきます。



総務省消防庁 消防広域化推進本部

TEL 03-5253-7522 FAX 03-5253-7532

URL <http://www.fdma.go.jp>

Eメール keibou@ml.soumu.go.jp



消太

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

平成21年3月 改版

●発行 総務省消防庁 消防広域化推進本部

●制作 株式会社文化工房